都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

## 今後の催物の開催制限等の取扱い等について

先般、令和3年8月27日付けの事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」により、催物の開催制限に係る留意事項を周知し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知するとされていたところです。

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、催物の開催制限等については、10月末までは現在の開催制限等を維持するので、引き続きその取扱いに留意するよう、別添の事務連絡により依頼がありました。同事務連絡中、感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおりです。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、10月末まで催物の開催制限等を維持することについて、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、11月以降の取扱いについては、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、今後検討の上、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別途通知がある予定であり、その際に催物の開催制限等の取扱いに変更があり得ることを申し添えます。

加えて、今般、事前相談において都道府県から適切な感染症対策を指導し、催物 主催者においても事前相談及びHP上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載して いたにも関わらず、実際には感染防止策が不徹底であったという事案(野外において 開催された大規模な催物で、催物参加者は立ち見で位置の固定は無く、参加者の密 の発生や酒類提供等が問題となった事案)が発生したこと等を踏まえ、内閣官房新型 コロナウイルス感染症対策推進室長より別添のとおり補足の周知依頼がありまし た。

つきましては、貴都道府県におかれましては、別添「【内閣官房事務連絡】催物 の開催制限に係る留意事項について(補足)」の内容を十分了知の上、貴都道府県登 録の旅行業者等に対し、適切な運用がなされるよう注意喚起をお願いいたします。

## 【添付資料】

(別添) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡

「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策分科会(第6回) 資料

「今後のイベント開催制限等のあり方について」

(参考)8月27日付事務連絡(別添3)【内閣官房事務連絡】基本的対処方針に基づく 催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

(別添)【内閣官房事務連絡】催物の開催制限に係る留意事項について(補足)